

第4回北谷町総合教育会議

# 子どもの貧困緊急対策事業について

# 1 子どもの貧困対策支援員配置事業(委託事業)

【目的】子どもの貧困緊急対策事業を推進するにあたり、子どもの貧困に関する各地域の現状を把握し、学校や、居場所づくりを行うNPO等との関係機関との情報共有や、子どもを支援につなげるための調整を行うとともに、居場所の担い手の確保、新たな居場所づくりの準備等を行う。

- (ア) 支援員名称 : 地域リレーションパートナー
- (イ) 勤務場所 : ちゃたんニライセンター
- (ウ) 業務内容 :
- ・SSWとの情報共有(毎週月曜日10時~11時)及び連携
  - ・関係機関(社会福祉協議会・町立学校・児童館等)との連携
  - ・子どもの居場所運営支援事業(おひさまカフェ・HOME会)の協力
  - ・町民農園「ちーたんファーム」の管理運営
  - ・支援世帯の保護者との調整及び居場所への繋ぎ。制度やサービスの情報提供。
- (エ) 支援の成果 :
- ・支援人数45名(平成30年12月末現在)
  - ・SSWと連携し、就学援助の申請を促し(17件)、無料塾へつなげた(11件)。ケースとして挙げた児童の7割以上が正式入塾につながった(29人中16人)。
  - ・虐待の恐れやひとり親世帯の子どもを、無料塾や児童館等の居場所へ繋いだ。
- (オ) 現状と課題 :
- ・学習支援以前に生活面の指導(生活習慣の乱れ)を必要とする児童へのアプローチができていない。
  - ・SSWとの役割分担に関して当初予定していた分担となっておらず、福祉と教育(学校、青少年支援センター)の連携が難しい。RPも町立学校の中に入って、直接、学校職員と連携を図っている。
- (カ) 今後の取組み : 子どもの貧困対策は、「学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の推進」を目標にしていることから、学校にSSWを配置することで、心の教室相談員や教育相談等との密な連携が図られると考える。

## 2 学習支援等を通じた子どもの居場所事業【ちーたん塾】(委託事業)

【目的】 経済的困窮世帯又はひとり親家庭の子どもを対象に、個々の状況に応じた学習支援及び基本的な生活習慣の習得支援並びに当該世帯の親に対する相談支援などを行う。

- (ア) 場 所 : ちたんニライセンター地下1階工作室・マルチメディア室
- (イ) 学 習 日 : 月～金 14:00～19:00 (土日もイベント等があれば開講)  
※1人あたり週に2回の通塾が基本だが、個別対応が必要な児童については、週に1回の場合もある。
- (ウ) 在籍児童 : 39名 (平成30年12月末現在)
- (エ) 支援内容 : 個々の習熟度に合わせた学習環境を提供する。児童が自ら問題解決をしながら学ぶ自立学習の習慣を身に付けさせる。また、学習や余暇活動を通して社会性(非認知能力)の習得、向上を目指す。
- (オ) 職員体制 : 統括責任者1人、事務補佐1人、送迎兼教室補助1人、アルバイト9人、学生ボランティアセンターより派遣1人、高校生ボランティア2人 (12月末時点)
- (カ) 支援の成果 : ・平均出席率84.2% (4月～12月の9月間。週1回学習の児童も含む)  
月平均8割を超える出席を維持することが出来た。  
・本格的な送迎開始により、塾から遠い校区の生徒入塾が増えた。保護者からも「送迎が出来ずにこれまで諦めていた。とても助かる」という声が多かった。
- (キ) 現状と課題 : ・低学年の児童及び特性に合わせた支援が必要と思われる児童の入塾が多く、週2回2コマ学習が困難なケースが目立った。課題の内容やレベルなど、更なる個別対応や指導・対応スキルが必要な状況である。空間的環境や通塾条件、曜日設定、講師配置体制の見直しが必要。  
・送迎について、変則的な下校時間や児童自身の行き渋り、時間を守れない等により迎え時に労力を費やし、全体の送迎時間に影響が出てしまう事が発生しているため、方法や条件等も根本的に見直す必要がある。  
・全体的に、学年相当の学習能力を持っている児童は3～4割程度で学習の取りこぼしが多く見られる。学校教育課への情報提供等連携が必要である。

### 3 平成31年度 子どもの貧困対策の事業計画(案)

#### ◇方針

内閣府沖縄子供の貧困緊急対策事業モデル期間3年間（H28～H30年度）の事業評価に基づき「子どもの貧困対策支援員配置事業」及び「学習支援等を通じた子どもの居場所事業（ちーたん塾）」並びに「子どもの居場所支援事業」をさらに充実させるとともに、より効果的、効率的な事業展開を目指す。

◎地域未来塾の充実 ◎子供の居場所運営団体の活動支援 ◎SSWと学校職員及び関係機関の連携の充実  
また、既存事業（就学援助・奨学金制度・学童補助等）について、周知を強化していく。

**課題** ※ 課題を解決するためには福祉と教育の連携が必要である。今後も実務者会議等で継続し取り組んでいく。

- 1 リレーションパートナーの活動及び勤務場所について
- 2 ちーたん塾へ通う児童の課題解消について（低学年の児童、特性に合わせた支援が必要と思われる児童への対応）
- 3 地域未来塾の拡充について
- 4 就学援助のより効果的な周知及び理解促進（SSW、学校職員及び他課職員との連携）
- 5 スクールソーシャルワーカーの活用・学校職員との連携について
  - (1) スクールソーシャルワーカーや学校に配置されている各専門職の役割を明確にし、学校職員へ明示
  - (2) 勤務時間の調整、勤務場所の検討（教育委員会事務局から学校へ）
- 6 青少年支援センターのあり方について（学校及び子どもの居場所運営団体との連携）
- 7 社会福祉協議会との連携

子どもへの支援

- (1) 学習支援等を通じた子どもの居場所(ちーたん塾)の充実
- (2) 地域未来塾の充実(町立学校全校実施、通年実施)
- (3) 子どもの居場所支援事業の充実(青少年支援センター等公共施設の活用)
- (4) SSW及びリレーションパートナーの連携による生活困窮世帯等への支援

経済的支援

- (1) 就学援助の充実及び効果的な運用
- (2) ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用支援事業
- (3) ファミリーサポートセンター利用支援事業
- (4) 北谷町育英会(給付型奨学金の導入)
- (5) こども医療費助成事業(現物給付)

沖縄子供の貧困緊急対策事業モデル期間終了後の方向決定について

(1) 学習支援等を通した子どもの居場所事業「ちーたん塾」の今後の計画について

「ちーたん塾(沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金)」を「地域未来塾(地域学校協働活動推進事業)」へ移行

現在	平成31年度 ※1		平成34年度 ※4	
	ちーたん塾 補助率 10/10	地域未来塾 補助率 2/3	ちーたん塾 補助率 9/10	地域未来塾 補助率 2/3
北谷小	—	夏休のみ (直営)	—	通年 週2日 (直営)
北玉小	—	夏休のみ (直営)	—	通年 週2日 (直営)
浜川小	—	通年 週2日 (直営)	—	通年 週2日 (直営)
北谷第二小	—	なし	—	通年 週2日 (委託) ※2
北谷中	—	夏休、1～3月 (直営)	—	通年 週2日 (直営)
桑江中	—	通年(直営) (1学期後半以降)	—	通年 週2日 (直営)
ちやたんニライ センター	通年 週5日 (委託)	なし	通年 週5日 (委託)	なし
				通年 ※3 (委託)

【地域未来塾の計画】

※1. 夏休み期間のみの実施を通年実施にする。

可能であればH31年度から、遅くともH34年度までに実施できるよう委託することも含め検討する。

※2. 北谷第二小学校を「地域未来塾委託モデル校」としてスタートさせる。

※3. ちーたん塾を地域未来塾へ移行する時期は、沖縄子供の貧困緊急対策事業の補助率により決定する。地域未来塾の補助率は2/3。

※4. 最終的に、町立学校(6校)、ちやたんニライセンターの計7か所において委託方式で実施する。

ちやたんニライセンターに設置する理由は、通っている学校に行きづらい児童の居場所として設置する。

### 【ちーたん塾の計画】

- ・ちやたんニライセンターにおいて実施しているちーたん塾についても、地域未来塾へ移行する。移行する時期は、沖縄子供の貧困緊急対策事業の補助率により決定する。
- ・事業モデル期間の初年度は公募、その後2年間は随意契約で執行していたが、平成31年度からは公募により事業を委託実施する。地域未来塾の実施状況によりちーたん塾の事業内容も変更する予定であるため、1会計年度の委託とする。
- ・平成31年度のちーたん塾の事業内容については、平成30年度と同様とする。

### 【平成30年度の取組み】

- (1) 地域未来塾については学校管理者の理解が課題であるが、校長会及び教頭会において教育長から説明をする。  
そのために、教育委員会の「地域未来塾方針」を決定すること。
- (2) 地域未来塾「委託」が可能か、現在ちーたん塾の委託先であるエンカレッジと調整を行う。  
(第1回調整会議 H30.9/26(水)10時)

# 学習支援が必要な中学生・高校生等を対象とした学習支援 ～地域住民の協力を得た地域未来塾の充実～

(前年度予算額:322百万円)  
30年度要求額:566百万円

※地域学校協働活動推進事業 7,443百万円の一部で実施

## 地域未来塾について

### 中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生など地域住民の協力による学習支援を実施

- ◆ 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生・高校生等への地域と学校の連携・協働による学習支援を実施
- ◆ 教員を志望する大学生などの地域住民、学習塾などの民間教育事業者、NPO等の協力やICT機器、学習ソフトウェア等の活用により、多様で効果的な支援が可能
- ◆ 部活動休養日(ノ一部活動デー)の受け皿として実施することで、教員の負担軽減にも資する。



- \* 学習支援が必要な中学生・高校生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着
- \* 高等学校・大学等進学率の改善、高校中退の防止、学力・自己肯定感の向上



### 学習機会の提供によって、貧困の負の連鎖を断ち切る

## 平成31年度末までの目標数

### 全生徒を対象とした学習支援の事例【取組例】

#### <放課後学習支援>

- ・ 対象は中1～3の希望者
- ・ 年間約80回 (学期中の週2回(2時間程度))
  - \* 学校の空き教室を利用、無料
- ・ 指導員による個別指導と自習
  - \* 指導員：退職教員や教員志望の大学生など



#### ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋)

経済的な理由や家庭の事情により学習が遅れがちな子供を支援するため、大学生や元教員等の地域住民の協力及びICTの活用等による原則無料の学習支援を行う地域未来塾を、平成31年度(2019年度)までに全中学校区の約半分に当たる5000ヶ所に拡充し、高校生への支援も実施する。

#### 働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)(抜粋)

子供たちが家庭の経済状況にかかわらず、それぞれの夢にチャレンジできる社会を実現するため、地域と学校の連携協働の体制整備を推進する法改正を行うとともに、原則無料で学習支援を行う地域未来塾の拡充、放課後や土曜日等の学習支援の拡充を図る。2019年度 5,000中学校区で地域未来塾を実施し、高校生への支援を全国展開